

滋賀県助成金・支援金・助成金

・滋賀県事業継続支援金(第4期)(滋賀県)

対象：新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける県内中小企業等・個人事業主のみなさまのうち、国の「事業復活支援金」を受給し、県内に事務所または事業所を有する方

<https://shiga-keizokushien.com/>(滋賀県事業継続支援金 HP)

・つなぐ守山産業振興イベント支援補助金(守山市)

対象：下記のいずれかに該当する事業者団体

(1) 市内で事業（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる公務を除く。）を営むもの（以下この号において「市内事業者」という。）2人以上が連携して組織し、かつ市内事業者が半数以上を占める団体

(2) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）によって設立された市内の商店街振興組合もしくは同組合と同等の活動をしていると市長が認める商店街団体または市内漁業組合

(3) 守山商工会議所、守山市観光物産協会、株式会社みらいもりやま21またはレーク滋賀農業協同組合を構成員の一部として組織された団体

<https://www.city.moriyama.lg.jp/shokokanko/eventhojo.html>(守山市 HP)